

原議保存期間	10年(令和16年3月31日まで)
--------	-------------------

佐 本 規 制 発 第 1 4 8 号
令 和 5 年 8 月 2 日

各 部 長
各 参 事 官 殿
各 所 属 長

有 効	令和16年3月31日まで
企画調査係	

佐 賀 県 警 察 本 部 長

緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領の制定について（通達）

大規模災害に伴う交通規制の実施に係る基本的事項については、「大規模災害に伴う交通規制の実施について（通達）」（令和5年8月2日付け佐本規制発第147号）により示達されたところであるが、緊急通行車両の確認等に係る事務手続の細目的事項については、別添のとおり「緊急通行車両の確認等に係る事務手続要領」を制定し、令和5年9月1日から実施することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

（別添省略 警察庁ホームページで確認ください。）